

## 18 農山漁村地域整備交付金（公共）

【127,980（106,650）百万円】

### 対策のポイント

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

### <背景／課題>

- ・地域の特色を活かした地域活性化を図るためには、地域の創意・工夫によって、生産現場の強化につながる農林水産業の基盤整備を進めることが重要です。
- ・また、農山漁村地域において、地震・津波対策はもとより、集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応するためには、防災・減災対策を推進することが必要です。
- ・このため、都道府県の裁量により事業を実施することが可能な交付金を措置することにより、強い農林水産業のための基盤づくりを推進する必要があります。

### 政策目標

- 担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進
- 二酸化炭素の森林吸収量3.5%の確保等に必要な路網の整備
- 海岸堤防等の整備率69%（平成32年度）

### <主な内容>

1. 都道府県又は市町村は、農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。
2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施することができます。  
また、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を実施することができます。  
農業農村分野：農用地整備、農業用排水施設整備等  
森林分野：予防治山、路網整備等  
水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等
3. 国から都道府県に交付金を交付し、都道府県は自らの裁量により地区毎に配分できます。また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。  
(水産分野の一部事業については、市町村への直接交付も可能。)

国費率：1／2等  
事業実施主体：都道府県、市町村等

お問い合わせ先：

農業農村分野に関すること 農村振興局地域整備課	(03-6744-2200)
森林分野に関すること 林野庁計画課	(03-3501-3842)
水産分野に関すること 水産庁防災漁村課	(03-3502-5304)

# 農山漁村地域整備交付金

- 農山漁村地域の活性化を図るため、農林水産業の基盤整備を進めるとともに、地震・津波や集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応した防災・減災対策を推進することが重要。
- 都道府県の裁量により、生産現場の強化や防災力の向上につながる強い農林水産業のための基盤づくりを推進。

## 交付金の仕組みと特徴

「農山漁村地域整備計画」を都道府県、市町村が策定して実施

農業農村基盤整備

森林基盤整備

水産基盤整備

海岸保全施設整備

地域の自主性に基づき、農・林・水にまたがる広範かつ多様な事業を自由に選択  
(都道府県が各地区に予算を配分)  
(関係事務の一本化・統一化)

農山漁村地域整備と一体となって、事業効果を高めるために必要な効果促進事業の実施が可能

都道府県の裁量による弾力的かつ機動的な運用が可能  
(農・林・水横断的な予算融通が可能)

自治体は計画・進捗状況・事後評価を公表  
(客観性・透明性の確保)

## 地域の創意工夫を活かした農山漁村地域の総合的な整備の実施

### 交付金を活用した事業の実施例

#### 【農業農村基盤整備】



#### 【水産基盤整備】



#### 【森林基盤整備】



#### 【海岸保全施設整備】



## 19 強い農業づくり交付金

【 23,000(20,785)百万円】

### 対策のポイント

国産農畜産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等を支援します。

### < 背景 / 課題 >

- ・「強い農林水産業」を実現するため、生産基盤の整備により、農業の収益力等を強化することが喫緊の課題です。
- ・このため、消費者・実需者の需要に応じて、国産農畜産物を安定的に生産・供給する産地体制等を構築する必要があります。

### 政策目標

指定野菜の加工・業務向け出荷量を39%増(平成37年度(対平成25年度比))  
(80万1千ト(平成25年度) 111万6千ト(平成37年度))  
1中央卸売市場当たりの取扱金額を8%増(平成32年度(対平成25年度比))  
(585億円(平成25年度) 632億円(平成32年度))

### < 主な内容 >

#### 1. 産地の収益力の強化とリスクの軽減

高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組に必要な共同利用施設の整備や再編を支援します。

また、「攻めの農業」の実現に向け、集出荷・処理加工施設等の再編合理化及び次世代施設園芸の地域展開について、優先枠を設置することにより、積極的に支援します。

[ 優先枠の例 ]

- ・ コスト低減に向けた乾燥調製施設等の再編
- ・ オランダも参考に高い生産性を実現する大規模な高度環境制御栽培施設等の整備等

#### 2. 安全で効率的な流通システムの確立

食料の安定的な供給体制等を確保するため、各卸売市場が経営展望に即して行う産地や実需者との連携、品質管理の高度化等に資する施設の整備を支援します。

( 交付率：都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)  
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体等 )

お問い合わせ先：

1の事業 生産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)  
2の事業 食料産業局食品流通課 (03-6744-2059)



## 20 浜の活力再生交付金

【6, 000 (4, 100) 百万円】

### 対策のポイント

漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン」の着実な実行を支援するため、自らプランの見直しを行う活動や、浜プランに基づく共同利用施設の整備、水産資源の維持管理、漁港漁場の機能高度化等の取組を支援します。

### <背景/課題>

- ・水産業や漁村地域の再生を図るため、漁業者自らが漁業収入の向上とコスト削減のために具体的な対策に取り組む「浜の活力再生プラン」を実行しているところです。
- ・「浜の活力再生プラン」における目標の達成を支援するため、必要に応じたプランの見直し、プランに位置づけられた共同利用施設の整備やプラン策定地域における水産資源の管理・維持増大、漁港漁場の機能高度化や防災・減災対策等の取組を支援する必要があります。

### 政策目標

○浜の活力再生プランを策定した漁村地域における漁業所得を5年後に10%以上向上

### <主な内容>

1. 浜の活力再生交付金 6, 000 (4, 100) 百万円  
(1) 浜の活力再生プラン推進事業 [新規] 100 (－) 百万円  
漁業所得の向上による浜の活性化を目指す「浜の活力再生プラン」の着実な実行を支援するため、プランの見直しに関する活動に対して支援します。

交付率：定額  
事業実施主体：地域水産業再生委員会

- (2) 水産業強化支援事業 5, 900 (4, 100) 百万円  
「浜の活力再生プラン」を上位計画として位置づけ、プランに位置づけられた共同利用施設の整備、プラン策定地域における水産資源の管理・維持増大、漁港漁場の機能高度化や防災・減災対策に必要な整備等を支援します。

交付率：都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内等）  
事業実施主体：都道府県、市町村、水産業協同組合等

お問い合わせ先：

- 1の事業 水産庁防災漁村課 (03-6744-2392)  
2の事業 水産庁防災漁村課 (03-6744-2391)

# 浜の活力再生交付金

【平成29年度予算概算要求額：6,000(4,100)百万円】

漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン（浜プラン）」の着実な実行を支援するため、

- ① 自ら**浜プランの見直しを行う活動**を支援
- ② 浜プランに基づく**共同利用施設の整備、水産資源の管理・維持増大、漁港漁場の機能高度化や防災・減災対策**等の取組を支援

## 浜の活力再生プラン

- ・地域自ら策定する「浜の改革」を目指す計画
- ・漁業所得の10%以上の向上を目標



課題



検討



プラン作成



実践

＜以下の事業により、浜プランの実行を支援＞

## 浜の活力再生交付金

### 浜の活力再生プラン推進事業

浜プランの着実な実行を支援するため、プランの見直しに関する活動に対して支援

### 水産業強化支援事業

浜プランを上位計画として位置づけ、浜プランの取組に位置づけられた共同利用施設の整備、浜プラン策定地域における水産資源の管理・維持増大、漁港漁場の機能高度化や防災・減災対策に必要な整備等を支援

#### ＜ハード事業＞

- ・漁業収益力や水産物流機能の強化のための共同利用施設等の整備を支援
- ・種苗放流、環境整備等水産資源の増大のための施設の整備を支援
- ・漁港漁場の機能高度化、漁業地域の防災・減災等に必要な整備を支援



荷さばき施設



鮮度保持施設



種苗生産施設



津波避難タワー

#### ＜ソフト事業＞

- ・漁場の利用調整、密漁防止対策、境界水域における操業の管理徹底等を支援
- ・内水面の調査指導、生産履歴の記録等の取組を支援
- ・災害の未然防止、被害の拡大防止、ハザードマップ作成等を支援



## 21 特殊自然災害対策施設緊急整備事業

【222（150）百万円】

### 対策のポイント

火山の噴火により著しい被害を受けるおそれがある地域を対象として、降灰被害に対応するための施設整備等を緊急的・集中的に実施します。

### <背景／課題>

- ・我が国は国内に110の活火山を有する世界有数の火山国です。
- ・近年、桜島や阿蘇山などの活火山の急激な活発化に伴う降灰等により農作物等への被害や影響が増加しています。
- ・このため、火山の噴火に伴う農作物等への被害を防除・最小化するために必要な施設整備等を緊急的・集中的に実施し、災害に強い農村づくりを推進します。

### 政策目標

降灰による農作物等への被害が発生するおそれのある農地の減少

### <主な内容>

災害に強い農村づくりを推進するため、火山の噴火により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められ、活動火山対策特別措置法に基づき都道府県知事が作成する防災営農施設整備計画の対象地域において、被害を防除・最小化するために必要となる洗浄用機械施設等の整備やその他関連して行う基盤整備等を支援します。

補助率：1／2以内  
事業実施主体：市町村、農業者が組織する団体等

# 特殊自然災害対策施設緊急整備事業

## 趣 旨

- 火山活動の活発化に伴う降灰等により農作物等への被害が発生し、地域経済の基盤として地域生活の安定に欠かせない役割を果たす農業経営に著しい影響
- このため、火山の噴火により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められ、活動火山対策特別措置法に基づき都道府県知事が作成する防災営農施設整備計画の対象地域において、農作物等への被害を防除・最小化するために必要な施設整備等を実施し、災害への対応体制を強化

## 事業内容

- ① 降灰による被害の防除又は最小化に必要な共同利用施設の整備等を実施
- ② 関連する整備等を一体的に実施

【①施設整備等】



被害を防除・最小化させるために必要な洗淨用機械施設整備等を実施

【②関連整備等】



整備効果を一層促進させるため、洗淨用水の供給施設等の関連整備等を一体的に実施

## 補助率等

農業者が組織する団体等が行う事業に対して、事業費の1/2以内を補助

農林水産省



計画主体  
(都道府県)



事業実施主体

## 事業の対象

- 活動火山特別措置法に基づき、都道府県知事が策定する防災営農施設整備計画の対象地域内の、市町村、農業協同組合、農業生産法人、農業者が組織するその他の団体等

## 22 畜産・酪農経営安定対策

【(所要額) 169, 836 (169, 836) 百万円】

### 対策のポイント

畜種ごとの特性に応じて、畜産・酪農経営の安定を支援することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備します。

### <背景/課題>

- ・酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育、養豚及び採卵養鶏の各経営安定対策については、畜種ごとの特性に応じた対策を実施しています。
- ・これらの対策については、引き続き安定的に実施することが必要です。

### 政策目標

- 生乳の生産量 (745万t (平成25年度) → 750万t (平成37年度))
- 牛肉の生産量 (51万t (平成25年度) → 52万t (平成37年度))
- 豚肉の生産量 (131万t (平成25年度) → 131万t (平成37年度))
- 鶏卵の生産量 (252万t (平成25年度) → 241万t (平成37年度))

### <主な内容>

#### 1. 酪農経営安定のための支援

加工原料乳(脱脂粉乳・バター等向け及びチーズ向け生乳)に生クリーム等の液状乳製品向け生乳を追加した上で、これら加工原料乳について生産者補給金を交付するとともに、加工原料乳の取引価格が低落した場合の補填を行います。

加工原料乳生産者補給金 (所要額) 30, 564 (30, 564) 百万円

加工原料乳生産者経営安定対策事業の継続

補助率: 定額、3/4以内、1/2以内

事業実施主体: (独) 農畜産業振興機構、指定生乳生産者団体

※加工原料乳生産者補給金単価の算定方式等について、現在、検討中であることから、引き続き平成29年度予算編成過程において検討を進めることとします。

#### (関連対策)

#### 飼料生産型酪農経営支援事業

6, 960 (6, 800) 百万円

自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家(自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者)に対し、飼料作付面積に応じて交付金(1.5万円/1ha)を交付します。

また、飼料作付面積を拡大し、輸入粗飼料の使用量を削減又は乳用後継牛を増頭した場合には、拡大面積に応じた交付金(3万円/1ha)を追加交付します。

補助率: 定額

事業実施主体: 都道府県協議会、生乳生産者

## 2. 肉用牛繁殖経営安定のための支援

肉用子牛価格が保証基準価格を下回った場合の生産者補給金に加え、肉専用種の子牛価格が発動基準を下回った場合に、差額の3/4を交付します。

肉用子牛生産者補給金	(所要額)	20,280	(20,280)	百万円
肉用牛繁殖経営支援事業	(所要額)	16,894	(16,894)	百万円
				補助率：定額、3/4以内
事業実施主体：(独)農畜産業振興機構、都道府県域を範囲とする民間団体				

## 3. 肉用牛肥育経営安定のための支援

粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補填金として交付します。(一部の県において地域算定を実施します。)

肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)	(所要額)	86,942	(86,942)	百万円
				補助率：定額、3/4以内
事業実施主体：(独)農畜産業振興機構、都道府県域を範囲とする民間団体、肥育牛生産者				

(関連対策)

### 肉用牛肥育経営維持安定緊急対応業務出資金 331(331)百万円

肥育経営の急激な資金不足に対応するため、(株)日本政策金融公庫に対して出資を行い、農林漁業セーフティネット資金の貸付けに当たって、実質無担保・無保証人化を措置します。

補助率：定額
事業実施主体：(株)日本政策金融公庫

## 4. 養豚経営安定のための支援

粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補填金として交付します。

養豚経営安定対策事業(豚マルキン)	(所要額)	9,966	(9,966)	百万円
				補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：(独)農畜産業振興機構、肉豚生産者				

## 5. 採卵養鶏経営安定のための支援

鶏卵の取引価格が補填基準価格を下回った場合に差額の9割を補填するとともに、取引価格が通常の季節変動を超えて大幅に低下した場合には、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設けて需給改善を図る取組に対し奨励金を交付します。

鶏卵生産者経営安定対策事業	5,189	(5,189)	百万円	
				補助率：定額、3/4以内、1/4以内
事業実施主体：民間団体等				

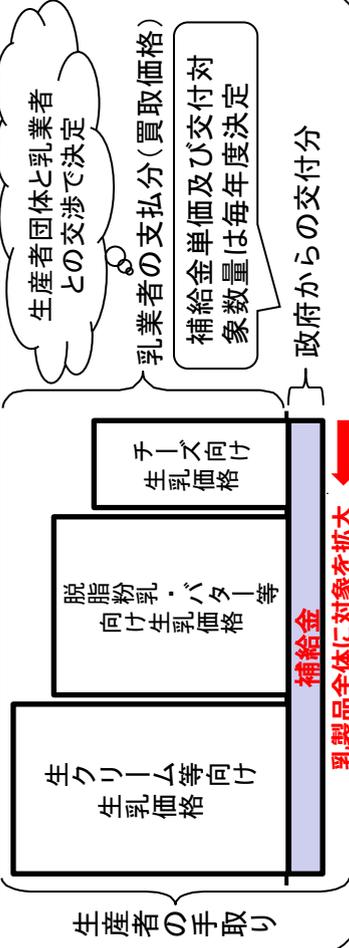
お問い合わせ先：	
1の事業	生産局牛乳乳製品課 (03-3502-5987)
2、5の事業	生産局食肉鶏卵課 (03-3502-5989)
3、4の事業(関連対策を含む)	生産局畜産企画課 (03-3502-5979)

# 酪農の経営安定対策について

## 加工原料乳生産者補給金制度

加工原料乳地域(北海道)の生乳の再生産の確保等を図ることを目的に、加工原料乳について生産者補給金を交付。(※生クリーム等の液状乳製品向け生乳を制度の対象に追加した上で、補給金単価を一本化。)

28年度:脱脂粉乳・バター等向け :単価12.69円/kg、交付対象数量:178万トン  
 チーズ向け :単価15.28円/kg、交付対象数量: 52万トン



生産者団体と乳業者との交渉で決定

乳業者の支払分(買取価格)

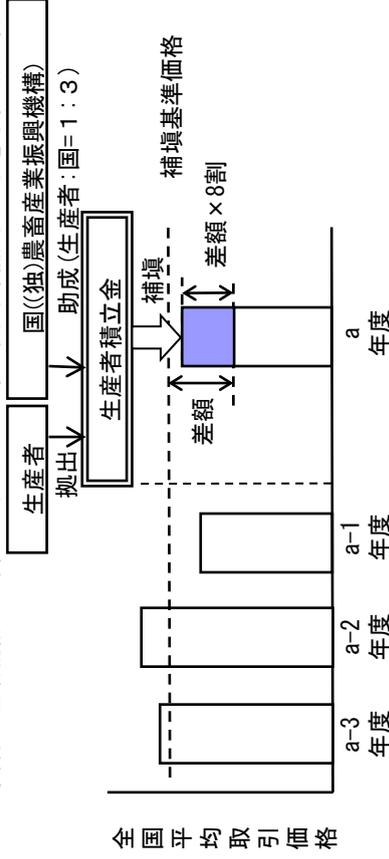
補給金単価及び交付対象数量は毎年度決定

政府からの交付分

## 加工原料乳生産者経営安定対策事業

加工原料乳価格(脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳価格)が下落した場合の経営への影響緩和を目的に、生産者と国が拠出して作成した積立金から補填。

(※加工原料乳生産者補給金にあわせて、生クリーム等の液状乳製品向け生乳を対象に追加。)



## 飼料生産型酪農経営支援事業(関連対策)

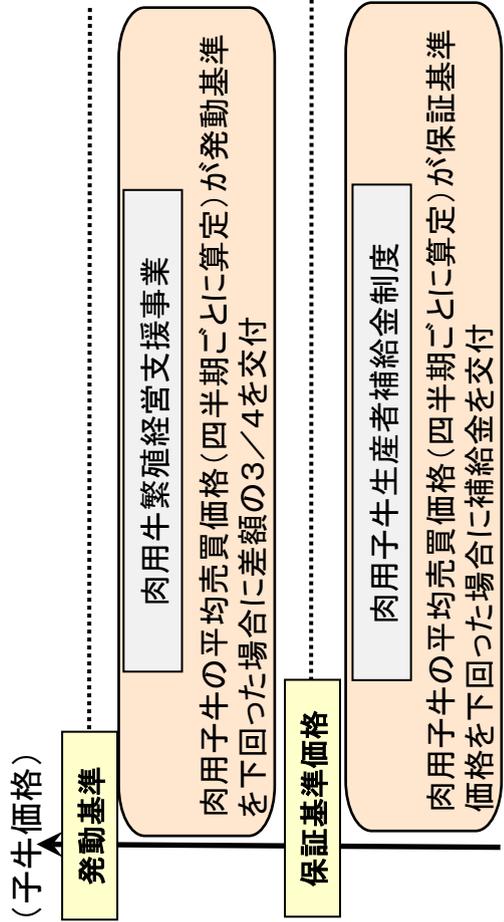
自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家(自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者)に対し、飼料作付面積に応じて交付金を交付(1.5万円/1ha)。

また、飼料作付面積を拡大し、輸入粗飼料の使用量を削減又は乳用後継牛を増頭した場合には、拡大面積に応じた交付金を追加交付(3万円/1ha)。

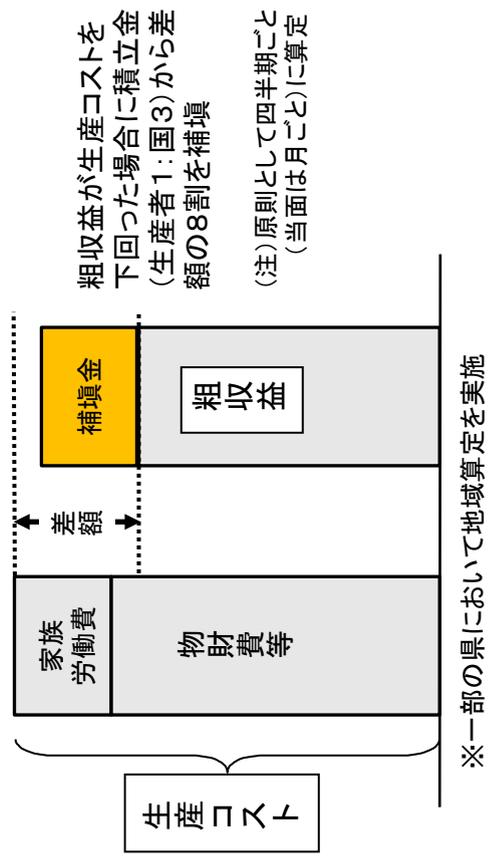
- 対象者の要件
  - ・ 飼料作付面積が、北海道で40a/頭、都府県で10a/頭以上
  - ・ 環境負荷軽減に取り組んでいること
- 交付金単価
  - ・ 飼料作付面積 1.5万円/1ha
  - ・ 飼料作付の拡大面積 1.5万円+3万円/1ha(追加交付)

# 肉用牛、養豚及び採卵鶏の経営安定対策について

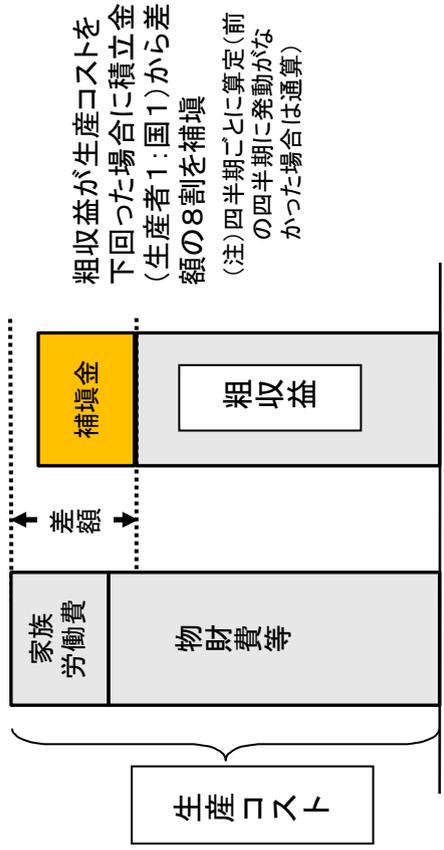
## 肉用牛繁殖経営対策



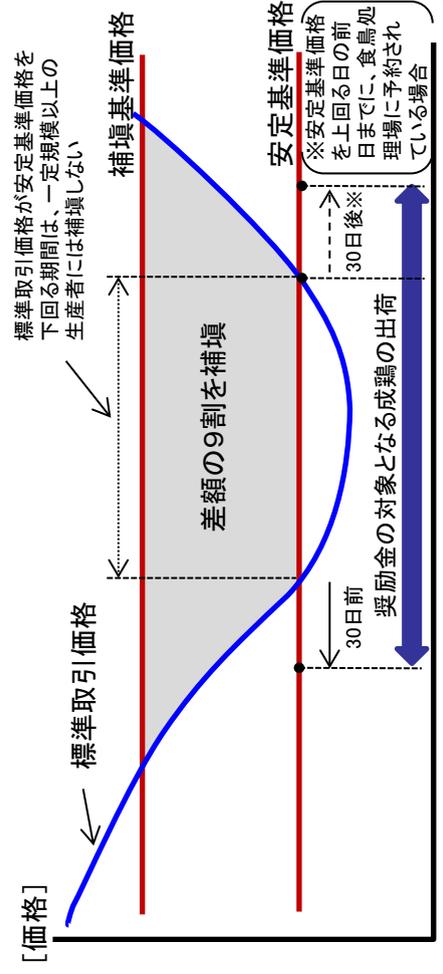
## 肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)



## 養豚経営安定対策事業(豚マルキン)



## 鶏卵生産者経営安定対策事業



## 23 自給飼料の生産拡大

【14,965(12,594)百万円】

### 対策のポイント

国産飼料の一層の生産と着実な利用拡大により、飼料自給率の向上を図り、飼料生産基盤に立脚した力強い畜産経営を確立します。

### <背景/課題>

- ・畜産物の生産コストに占める飼料費の割合は、酪農及び肉用牛生産で約4割、養豚及び養鶏で約6割となっており、飼料価格、特に濃厚飼料原料の大宗を占める輸入穀物の価格動向は、畜産経営に大きく影響します。
- ・我が国の畜産・酪農の競争力を強化するためには、輸入飼料依存から脱却し、国産飼料の一層の生産と利用の着実な拡大により飼料自給率を高め、飼料生産基盤に立脚した力強い畜産経営を確立していくことが重要です。

### 政策目標

- 飼料自給率の向上(26%(平成25年度) →40%(平成37年度))
- 飼料作付面積の拡大(89万ha(平成25年度) →108万ha(平成37年度))

### <主な内容>

1. 飼料増産総合対策事業 1,011(1,011)百万円  
(1) 草地生産性向上対策 277(290)百万円

- ① 草地の生産性向上を図るための草地改良
- ② 新品種等の優良飼料作物種子の活用促進
- ③ 飼料生産組織(コントラクター等)の飼料生産技術者の資質向上
- ④ 配合飼料給与量を低減させる粗飼料や濃厚飼料原料(イアコーン等)の国内生産・給与技術(スマートフィーディング)の実証
- ⑤ 公共牧場の新たな活用方法の検討にかかる取組等を支援します。

〔補助率：定額、1/2以内、1/3以内〕  
事業実施主体：農業者集団、民間団体

- (2) 国産粗飼料増産対策 564(551)百万円

- ① コントラクター等が地域の飼料生産の担い手として機能の高度化を図るため、国のガイドラインの方向に即し、飼料生産作業の集積等により生産機能の強化を図る取組
- ② コントラクター等による青刈りとうもろこしなどの栄養価の高い良質な粗飼料(高栄養粗飼料)の作付・利用拡大の取組
- ③ 省力化・低コスト化を図るため地域一体となった放牧の取組等を支援します。

〔補助率：定額、1/2以内、1/3以内〕  
事業実施主体：農業者集団、民間団体

- (3) エコフィード増産対策事業 170(170)百万円

エコフィードの品質向上及びエコフィード利用畜産物の差別化の促進、地域の関係者との連携による食品残さ等の飼料利用体制の構築、活用が進んでいない食品残さを原料としたエコフィードの増産等を支援します。

〔補助率：定額、1/2以内〕  
事業実施主体：農業者集団、民間団体

[平成29年度予算概算要求の概要]

2. 飼料生産型酪農経営支援事業 6,960(6,800)百万円

自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家(自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者)に対し、飼料作付面積に応じて交付金(1.5万円/1ha)を交付します。

また、飼料作付面積を拡大し、輸入粗飼料の使用量を削減又は乳用後継牛を増頭した場合には、拡大面積に応じた交付金(3万円/1ha)を追加交付します。

補助率：定額  
事業実施主体：都道府県協議会、生乳生産者

3. 草地関連基盤整備<公共>

6,994(4,783)百万円

畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成の推進に資する飼料生産の基盤整備等を支援します。

農業農村整備事業で実施  
国費率、補助率：2/3、1/2等  
事業実施主体：国、都道府県、事業指定法人

お問い合わせ先：  
・1の事業 生産局飼料課 (03-3502-5993)  
・2の事業 生産局畜産企画課 (03-3502-0874)  
・3の事業 生産局飼料課 (03-6744-2399)

# 自給飼料の生産拡大

国産飼料の一層の生産と着実な利用拡大により、飼料自給率の向上を図り、飼料生産基盤に立脚した力強い畜産経営を確立。

## 飼料増産総合対策事業

➤ 生産性向上のための草地改良、優良飼料作物種子の活用・放牧技術等の向上、飼料作物種子の調整保管、自給飼料生産技術向上等を支援



改良後の草地



濃厚飼料原料の生産給与技術の実証

➤ 公共牧場の新たな活用方法の検討にかかる取組等を支援



放牧の推進



コントラクター等機能高度化

➤ 飼料生産作業の集積によるコントラクター等の生産機能等の高度化、省力化・低コスト化を図るための地域一体となった放牧の取組等を支援

➤ エコフィードの品質向上及びエコフィード利用畜産物の差別化促進、食品残さ等の飼料利用体制構築、エコフィードの増産等を支援



エコフィード利用拡大



エコフィード利用畜産物の差別化

補助率：定額、1/2以内、1/3以内等

## 飼料生産型酪農経営支援事業

自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家に対し、



➤ 飼料作付面積に応じて、本体交付金を交付

➤ 飼料面積を拡大し、輸入粗飼料の使用量を削減又は乳用後継牛を増頭した場合、拡大面積に応じた追加交付金を併せて交付

○ 対象者の要件

- ・ 飼料作付面積が、北海道で40a/頭、都府県で10a/頭以上
- ・ 環境負荷軽減に取り組んでいること

○ 交付金単価[二作目、契約栽培の面積も対象]

- 飼料作付面積 1.5万円/1ha
- 飼料作付面積の拡大 3万円/1ha(追加交付)

## 草地関連基盤整備<公共>

➤ 畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成の推進に資する飼料生産の基盤整備等を支援

## 24 野菜価格安定対策事業

【(所要額) 17, 235 (17, 082) 百万円】

### 対策のポイント

野菜の生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るため、野菜価格安定対策を的確かつ円滑に実施します。

### <背景/課題>

国民消費生活上、必要不可欠な野菜について、消費者への安定供給を図るためには、価格が著しく低落した場合に生産者補給金等を交付すること等により野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和する野菜価格安定対策を円滑に推進していくことが重要です。

### 政策目標

生産及び出荷の安定を図ることにより市場入荷量の変動を抑制  
(変動係数 1.8% (平成17年) →1.4%以下 (平成37年))

### <主な内容>

#### 野菜価格安定対策の円滑な推進

野菜の生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るため、価格低落時における生産者補給金の交付等により、野菜価格安定対策を的確かつ円滑に実施します。

補助率：定額、65/100、60/100、50/100  
事業実施主体：(独) 農畜産業振興機構

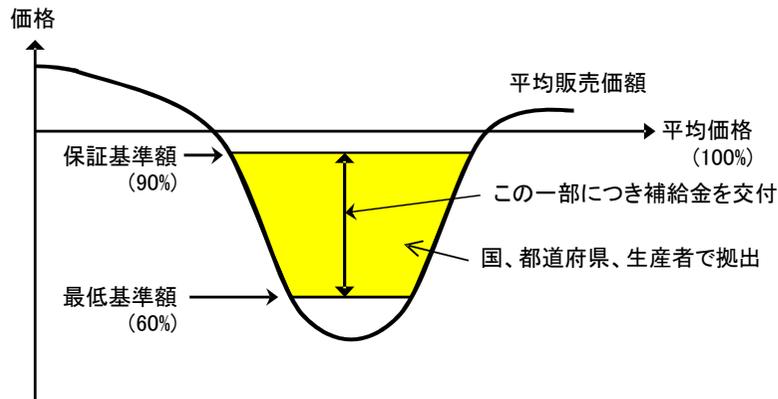
[お問い合わせ先：生産局園芸作物課 (03-3502-5961)]

# 野菜価格安定対策事業

平成29年度予算概算要求額 (所要額) 17,235 (17,082) 百万円

野菜の生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るため、価格低落時における生産者補給金の交付等により、野菜価格安定対策を的確かつ円滑に実施。

基本の仕組み



## 指定野菜 (14品目)

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、  
トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、  
ピーマン、レタス、たまねぎ、ばれいしょ、  
ほうれんそう

## 特定野菜 (35品目)

アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、  
カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、  
こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、  
しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、  
そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、  
ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、  
やまのいも、れんこん、ししとうがらし、わけぎ、  
らっきょう、にがうり、オクラ、みょうが

		指定野菜価格安定対策事業	特定野菜等供給産地育成 価格差補給事業
対象野菜		指定野菜 14品目 国民消費生活上重要な野菜	特定野菜 35品目 地域農業振興上の重要性等から 指定野菜に準ずる重要な野菜
産地要件	面積	20ha (露地野菜)	5ha
	出荷割合	2/3	2/3
拠出割合 (国 : 都道府県 : 生産者)		60 : 20 : 20	33 : 33 : 33 (※)
平均価格		過去6カ年の卸売市場価格を基礎に算出	
保証基準額		平均価格の90%	80%
最低基準額		平均価格の60%	55%
補填率		原則90%	80%

※ 特定野菜のうち、アスパラガス、かぼちゃ、スイートコーン及びブロッコリーにあたっては、国 : 50、都道府県 : 25、生産者 : 25

## 25 新しい野菜産地づくり支援事業

【2,552(1,080)百万円】

### 対策のポイント

実需者ニーズに対応した野菜の生産拡大を実現するため、水田地帯において水稲から野菜への転換を図り、実需者等の関係者と連携して取り組む新しい野菜産地の育成を支援するとともに、加工・業務用野菜の安定生産・安定供給に必要な土壌・土層改良等の取組や、流通業者、実需者との連携による新たな流通システムの導入実証等を支援します。

### <背景/課題>

- ・野菜については、食の外部化や簡便化の進展に伴い、加工・業務用を中心として国産需要が高まっていますが、小売店、外食・中食など実需者の多様なニーズに十分に答え切れておらず、輸入品にシェアが奪われている状況です。
- ・こうした中で、野菜の生産拡大を図るためには、まとまった規模で野菜の大ロット生産・供給が可能な水田地帯において、水田から野菜に転換する際の技術面や販売面の課題を解決しつつ、実需者等の関係者と連携した新しい野菜産地を育成していくことが重要です。
- ・また、野菜の供給には、実需者等と安定取引できる体制づくりが不可欠であり、出荷の大ロット化や流通システムの効率化・低コスト化を図るとともに、収量・品質の安定化、生産コストの低減など、国産野菜の生産流通構造を改革していくことが必要です。

### 政策目標

野菜の生産数量の増加

(1,195万トン(平成25年度)→1,395万トン(平成37年度))

### <主な内容>

#### 1. 野菜生産転換促進事業

水田地帯において、契約取引先となる実需者等の関係者で構成されるコンソーシアムによる推進体制により、産地の合意形成、品目の選定や出荷先の確保、排水対策や栽培技術の確立、機械化一貫体系の導入など、新たにまとまった規模の野菜産地を育成するのに必要な取組を一体的に支援をします。

補助率：定額、1/2以内  
事業実施主体：協議会（農業者、実需者等で構成）

#### 2. 加工・業務用野菜生産基盤強化事業

輸入野菜からのシェア奪還に向け、加工・業務用野菜への転換を推進する産地を対象に、加工・業務用野菜の安定生産・安定供給に必要な土壌・土層改良、被覆資材の使用等の作柄安定技術の導入に必要な経費を支援します。

対象品目：キャベツ、たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、かぼちゃ、レタス、スイートコーン、えだまめ

補助率：定額  
交付先：(独)農畜産業振興機構  
事業実施主体：農業者団体等

#### 3. 青果物流通システム高度化事業

生産者、流通事業者、実需者等が連携し、トラック輸送から鉄道・船舶輸送への切替え等によって流通の合理化・効率化を図る際に必要な技術実証や、新たな技術を活用した低温輸送システムの構築等を支援します。

補助率：定額、1/3以内  
事業実施主体：生産者・物流事業者・実需者等からなるコンソーシアム、民間団体

お問い合わせ先：

生産局園芸作物課園芸流通加工対策室

(03-3502-5958)

# 新しい野菜産地づくり支援事業

【平成29年度予算概算要求額：2,552(1,080)百万円】

## 野菜生産転換促進事業

- 実需者ニーズに対応した野菜の生産拡大を実現するため、**水田地帯において水稲から野菜への転換を図り、実需者等の関係者と連携して取り組む新しい野菜産地の育成を支援。**

### ①産地内の合意形成

水稲から野菜への転換に向けて、

- ・ 生産者間で生産体制の構想を検討するとともに、
- ・ 流通業者や実需者を含めたコンソーシアムを構築。



生産者間の生産体制の検討



コンソーシアムによる会議

### ②品目の選定や出荷先の確保

新たに野菜に取り組むに当たり、

- ・ 地域の気象・土壌条件に適した品目の検討を行うとともに、
- ・ 事業実施後の契約取引の実現に向けて実需者と計画的に協議。



品種選定試験

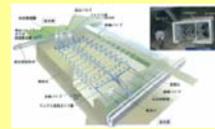


実需者と計画的に協議

### ③排水対策や栽培技術の確立

水田地帯で野菜生産に転換可能か検証するため、

- ・ FOEAS（地下水制御システム）等の排水対策の実証や、
- ・ 栽培技術確立のための実証ほの設置、技術講習会等を実施。



FOEAS（地下水制御システム）



栽培研修

### ④機械化一貫体系の導入

まとまった面積でより高い収益を確保できるよう、

- ・ 低コスト生産に必要な機械化一貫体系の導入を図るとともに、
- ・ 導入する機械に対応する栽培技術の研修会等を実施。

#### 【機械化一貫体系の導入（キャベツ）】



畝立同時施肥機

全自動移植機

収穫機



試験ほ場での機械実演

## 加工・業務用野菜生産基盤強化事業

- **加工・業務用野菜への作付転換を推進するため、作柄安定技術を導入する際に必要な経費を支援。**

支援対象：土壌・土層改良、マルチ・べたがけ等の資材の使用、病害虫防除資材の導入 等

対象品目：キャベツ、たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、かぼちゃ、レタス、スイートコーン、えだまめ

### 【作柄安定に係る技術】



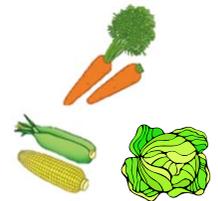
かん水（保水対策）



土壌消毒



土壌改良資材



## 青果物流通システム高度化事業

- **新たな技術を導入したモーダルシフト等の流通合理化、高品質保持技術の導入によるバリューチェーンの構築等に係る実証を支援。**

支援対象：新規格の鉄コンテナによる鉄道、船舶輸送や、電源コンテナ等新たな技術を活用したパーフェクトコールドチェーンの実証 等

### 【流通の合理化に係る技術】



JR電源コンテナ



高鮮度保持コンテナ

## 26 果樹農業好循環形成総合対策事業

【5,800(5,600)百万円】

### 対策のポイント

果樹農業振興基本方針に即し、農地中間管理機構による園地整備や改植、高品質果実の供給力の維持・向上につながる産地体制の整備、健康面等の消費者ニーズや流通・消費構造の変化に対応した国産果実加工品の需要拡大等を推進します。

### <背景/課題>

- ・我が国の果樹農業は、高齢化の進展や農地荒廃の加速化、資材価格の上昇等により、生産基盤が脆弱化しており、園地の集積や次世代への継承など果実の供給力の維持・強化が大きな課題となっています。
- ・さらに、果実の需給構造を見ると、国内需要のうち6割、果実加工品だけを見ると9割を輸入に依存しており、国産果実加工品等の需要拡大を図るため、高品質な国産果実加工品等の魅力を発信することが重要となっています。

### 政策目標

果樹産地面積のうち優良果実の供給面積割合の増加  
(5%(平成25年度)→17%(平成37年度))

### <主な内容>

#### 1. 果樹産地における高品質果実の供給力の維持・強化

優良品目・品種への転換を加速するため、引き続き、産地の担い手による改植等を支援するほか、次の取組を推進します。

##### (1) 農地中間管理機構による面的な改植、担い手への園地集約の推進

機構を通じた改植において、ほ場の集約化に伴い追加的な土層改良経費を要する場合には、改植単価を加算して支援します(加算額:2万円/10a)。

また、機構を通じた改植に当たり、複数年に分割して改植経費を支援できる運用を導入します(例:かんきつ25万円/10a(加算後)のうち、伐採・抜根経費等(15万円/10a)を初年度に、苗木の定植経費等(10万円/10a)を後年度に支払)。

##### (2) 果樹経営の次世代への円滑な承継

園地や担い手、樹体情報を集約し、供給力維持に向けた検討、就農希望者を呼び込むための「産地キャリアプラン(仮称)」の策定、プランを策定した産地に対する研修の実施を支援します。

#### 2. 加工流通対策の推進

産地における加工用果実の作柄安定技術の導入、果汁製品の高品質化設備や長期保存施設等の導入、新需要に対応した商品開発、サプライチェーンの構築や需要拡大に向けた取組等を支援します。

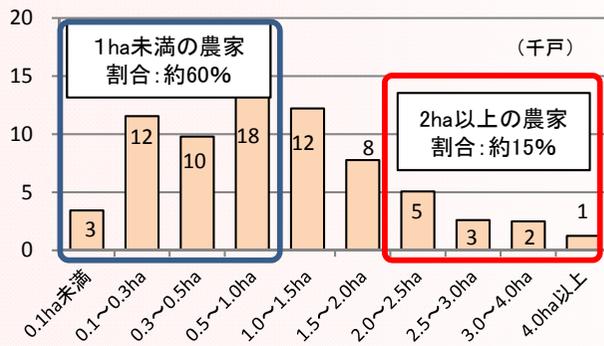
〔補助率:定額、定額(1/2相当)、6/10、1/2、1/3〕  
事業実施主体:(公財)中央果実協会、民間団体

[お問い合わせ先:生産局園芸作物課 (03-3502-5957)]

果樹農業振興基本方針に即し、農地中間管理機構による園地整備や改植、高品質果実の供給力の維持・向上につながる産地体制の整備、健康面等の消費者ニーズや流通・消費構造の変化に対応した国産果実加工品の需要拡大等を推進。

## 果実の供給力の維持・強化 【新規・拡充】

- ・高品質な国産果実は我が国の強み。
- ・しかしながら、果樹産地では、高齢化等に伴い担い手が減少しており、果実の供給力の維持が困難になるおそれ。



⇒ まとまった園地を整備し、高品質果実の安定供給を図れる産地体制の整備を図り、次世代に円滑に承継していく必要。

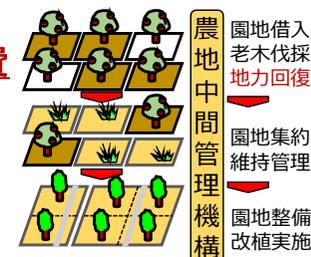
## 農地中間管理機構による面的な改植、園地集約の推進【拡充】

- ・機構を通じた改植において、**ほ場の集約化に伴い追加的な土層改良経費**を要する場合には、**改植単価を加算**。

【改植】 23万円/10a (みかん等のかんきつ類)  
17万円/10a (りんご等の主要落葉果樹等)  
33万円/10a (りんごわい化栽培等)

**機構改植の加算額: 2万円/10a**

【未収益】 22万円/10a (5.5万円×4年分)



まとまった優良園地にして担い手に転貸

- ・**機構を通じた改植に当たり、複数年に分割して改植経費を支援できる運用を導入**。

(例: かんきつ25万円/10a(加算後)のうち、伐採・抜根経費等(15万円/10a)を初年度に、苗木の定植経費等(10万円/10a)を後年度に支払)。

## 果樹経営の次世代への円滑な承継に向けた検討の支援【新規】

- ・**耕作者や園地、樹齢等の詳細な産地情報を集約**し、果実の供給力維持に向けた検討を支援。 [補助率: 定額]
- ・新規就農者を呼び込む「**産地キャリアプラン**」の策定、プラン策定産地に対する**研修の実施**を支援。 [補助率: 定額]

## 加工流通対策の推進

- ・ストレート果汁や機能性表示の利用など、健康面等の消費者ニーズや流通・消費構造の変化に対応した国産果実加工品の需要拡大が重要。

- ・産地における加工用果実の作柄安定技術の導入、果汁製品の高品質化設備や長期保存施設等の導入、新需要に対応した商品開発、サプライチェーンの構築や需要拡大に向けた取組等を支援。 [補助率: 定額、1/2、1/3]

[機能性表示を訴求している果実加工品の例]

β-クリプトキサンチン高含有「POM  
アシタノカラダみかんジュース」  
(農研機構果樹研究所・㈱えひめ飲料)



## 27 茶支援関連対策

【1, 566 (1, 405) 百万円】

### 対策のポイント

産地の戦略に基づく茶園の改植や整理等による生産体制の強化、新需要開拓等に向けた茶の生産・加工技術の導入、コスト低減に資する生産・加工機械のリース導入等を支援します。

### <背景／課題>

- ・茶は、近年、価格の下落等により経営環境が厳しい状況にあるが、高品質の茶は安定した価格で取引されていることから、取引の単位である茶工場単位での高品質化の取組が必要となっています。
- ・また、リーフ茶の消費が減少傾向で推移する中で、新たな需要拡大に向けた取組が必要となっています。

### 政策目標

茶の輸出額の増加 (50.5億円 (平成24年) →150億円 (平成31年))

### <主な内容>

#### 1. 地域の戦略に基づく茶園の改植、整理等支援

茶産地の収益力の強化と農業者の経営安定を図る観点から、消費者等ニーズに対応した優良品種への転換や高品質化を加速化するため、茶工場単位等で策定された品質向上戦略に基づき実施する新植・改植、改植に伴う未収益期間、担い手への集積等に伴う茶園の整理、抹茶等への栽培方法の転換を行うための整備等に対し支援を行います。

また、改植費用の上昇等を踏まえ、改植単価及び未収益期間支援の単価を改定します。

補助率：定額  
事業実施主体：農業者等の組織する団体

#### 2. 国産茶の需要拡大に向けた取組支援

国内外マーケット調査やマーケット創出のための生産・加工技術の導入、新たな茶種の栽培・加工等の取組を支援します。

補助率：定額、1/2以内  
事業実施主体：農業者等の組織する団体

#### 3. 生産コストの低減、生産体制強化への取組支援

燃油価格の高騰や凍霜害に対応した生産体制への転換等を促進するため、省エネ等コスト低減に資する生産・加工機械及び防霜ファン等のリース導入を支援します。

補助率：1/2以内  
事業実施主体：農業者等の組織する団体

[お問い合わせ先：生産局地域対策官 (03-6744-2117)]

## 茶の高品質化・需要拡大に向けた生産体制の強化支援

- 茶については、近年、荒茶価格の低迷により経営環境が厳しい状況。特に、一部の低品質な荒茶が全体の品質を押し下げていることが価格下落の要因の一つ。
- 一方、高品質の茶は安定した価格で取引されていることから、安定した価格での国内需要の維持・拡大等を図るため、取引の単位である茶工場単位等での改植促進等による生産性、品質向上による取引等を支援することが必要。
- また、需要拡大に向けた取組を支援することが必要。

### 地域の戦略に基づく茶園の改植、整理等支援

- 茶工場単位を基本とする茶生産者グループにおいて、販売方針、品種の転換や担い手への集積方針、栽培方法等を内容とした「品質向上戦略」を策定。
- 品質向上戦略に基づき実施する以下の取組を支援。

#### 茶生産者グループ



#### 品質向上戦略

- ・需要を見据えどのような茶を生産するか
- ・誰が生産を担うか
- ・茶工場単位でどう改植を進めるか など



改植の実施、  
新技術の導入等

・担い手による栽培技術の平準化、茶樹の若返り等による生産性・品質の向上



高品質  
安定生産  
の実現

経営の安定  
↑  
安定価格による取引

- ①改植、移動改植：22万円/10a
  - ②改植に伴う未収益期間への支援：18万円/10a（他品種への改植は22万円/10a）
  - ③新植：17万円/10a
  - ④担い手への集積等に伴う茶園整理：5万円/10a
  - ⑤棚栽培への転換：4万円/10a
  - ⑥棚栽培への転換に必要な資材費：10万円/10a
  - ⑦台切り：7万円/10a
- (①と②、⑤と⑥は同時に取り組むことが可能)

### 国産茶の需要拡大に向けた取組支援

- ・減農薬栽培に向けた防除機械等の導入
- ・半発酵茶（烏龍茶）、発酵茶（紅茶）  
や<sup>いちようか</sup>萎凋香を発生させる加工機械等の導入
- ・市場調査

萎凋処理による香りを  
発現させる加工技術

低温除湿萎凋(15℃18時間)



サイクロン式害虫  
吸引機械



### 生産コストの低減、生産体制強化への取組支援

- ・省エネ型加工機械のリース導入
- ・産地の気象条件等に応じた生産体制を構築するための防霜ファンなどの導入



そじゅうき  
省エネ型粗揉機

## 28 甘味資源作物生産支援対策

【9, 834 (9, 301) 百万円】

### 対策のポイント

甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者の経営の安定並びに砂糖の安定供給を図るとともに、さとうきびの自然災害からの回復に向けた取組に対して支援します。

### <背景/課題>

- ・国内産糖と輸入糖にある内外コスト格差の是正のため、甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者に対して交付金を交付し、経営の安定、砂糖の安定供給の確保を図ることが必要です。
- ・また、沖縄県、鹿児島県南西諸島の基幹作物であるさとうきびは、近年、台風や干ばつ等の自然災害により不作が続いていることから、自然災害からの回復に向けた取組に対して支援することが必要です。

### 政策目標

- てん菜の生産量を増加  
(357万トン(平成26年度)→368万トン(平成37年度))
- さとうきびの生産量を増加  
(116万トン(平成26年度)→153万トン(平成37年度))
- 国内産糖の安定的な供給  
(73万トン(平成26年度)→80万トン(平成37年度))

### <主な内容>

#### 1. 甘味資源作物・国内産糖調整交付金 9, 096 (8, 563) 百万円

国内産糖と輸入糖にある内外コスト格差を調整するため、(独)農畜産業振興機構が甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者に交付する甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の一部に相当する金額を同機構に交付します。

補助率：定額  
事業実施主体：(独)農畜産業振興機構

#### 2. さとうきび及びでん粉原料用かんしょ経営安定対策推進事業

33 (33) 百万円

さとうきび及びでん粉原料用かんしょに係る生産者交付金の交付申請を円滑に行うため、代理申請者の申請・支払事務経費への支援を行います。

補助率：定額  
事業実施主体：生産者団体等

#### 3. 甘味資源作物安定生産体制確立事業

705 (705) 百万円

台風、干ばつ、病害虫発生等の自然災害からの回復に向けた取組を支援します。

補助率：定額  
事業実施主体：生産者団体等

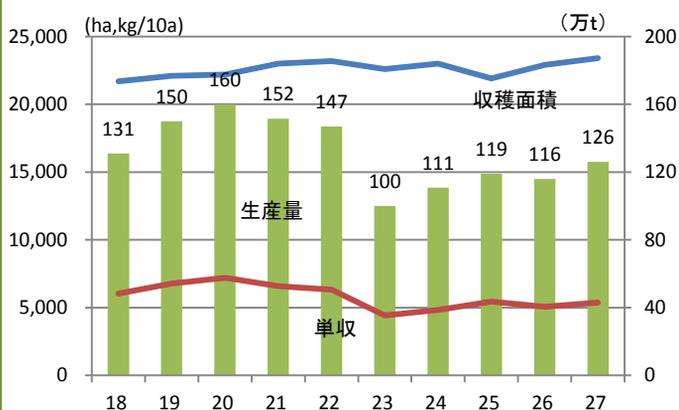
[お問い合わせ先：政策統括官付地域作物課 (03-3501-3814)]

# 28 甘味資源作物生産支援対策のうち 甘味資源作物安定生産体制確立事業

【平成29年度予算概算要求額：705（705）百万円】

- さとうきび増産基金は、近年、台風、干ばつ、病虫害発生などの自然災害が多発し、不作が続いていることを踏まえ、平成27年度から突発的な自然災害に対応するためのセーフティネット型の基金へと変更。
- 平成28年産においても、奄美地方、沖縄県ともに病虫害発生注意報が発令されており、引き続き、自然災害による不測の事態に対応していく必要がある。

さとうきびの生産状況



28年の病虫害発生等の状況

地域によって平成23年に戦後最大の不作をもたらしたイネヨトウ、発病すると感染力が高く大減収に繋がりがねない黒穂病について、病虫害発生注意報が発令されるなどこれらの発生に迅速に対応していく必要。

(対象地域)：鹿児島県奄美地方(イネヨトウ)  
 沖縄県全域(黒穂病)  
 八重山群島(イネヨトウ他)  
 伊平屋村(アオドウガネ)  
 沖縄群島等(タイワンツチイナゴ)

## さとうきび増産基金

### 自然災害被害対策

自然災害	発動要件	主な対策
干ばつ	1ヶ月間の降水量が平年に比べ1割未満	・かん水
台風	被害率が10%を超える台風被害	・除塩(散水) ・苗の補植、改植
病虫害	発生予察注意報、警報、特殊報が発出	・病虫害防除
その他の災害	単収が平年に比べ10%以上減少となることが見込まれる場合	(災害の内容に応じた対策) ・株出管理作業 ・苗の確保 等

工場対策(自然災害影響緩和対策)

## 29 国産花きイノベーション推進事業

【822（702）百万円】

### 対策のポイント

国産花きのシェア奪還と輸出拡大を図るため、需要期にあわせた高品質な切り花の低コスト安定供給体制の構築、植木・盆栽の生産体制の強化に必要な育苗期間短縮化の取組等を支援します。

### <背景／課題>

- ・平成26年12月に施行された「花きの振興に関する法律」の理念の実現に向けて、国産花きの生産・供給体制の強化、輸出や需要拡大のための取組を推進し、国産花きのシェア奪還と輸出拡大を図ることが必要です。
- ・市場や小売店等の実需者からは、需要期にあわせて輸入される切り花に対抗できる高品質な国産切り花や、海外からのニーズが強い植木・盆栽の供給体制の強化が求められています。

### 政策目標

- 国産花きの産出額の拡大（3,785億円（平成25年）→5,000億円（平成32年））
- 国産花き輸出額の増大（81億円（平成27年）→150億円（平成31年（平成32年から1年前倒し）））

### <主な内容>

#### 1. 花き関係者の連携への支援

生産者、研究機関、流通関係者、販売事業者等花き業界関係者が一堂に会して戦略を策定する協議会の運営等を支援します。

#### 2. 国産花きの強みを活かす生産・供給体制の強化

広域連携による花き加工技術の向上の取組や、日持ち性向上のための管理技術の導入、物流の効率化等に対する支援のほか、新たに需要期にあわせて高品質な切り花を低コストで安定供給するのに必要なハウス内温度処理の新技术や、植木・盆栽の生産体制の強化に必要な大型挿し穂の利用等による育苗期間短縮化技術の実証を支援します。

#### 3. 国産花きの需要拡大

花育の普及及び指導者向け研修、フラワーコンテスト・花文化展示会の開催、オフィスや介護施設等での花や緑の利用、異業種との連携によるプロモーション活動等を推進します。

（ 補助率：定額、1／2以内  
事業実施主体：協議会、民間団体等 ）

（お問い合わせ先：

生産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室 （03-6738-6162）

# 国産花きイノベーション推進事業(拡充)

平成29年度予算概算要求額 822(702)百万円

○ 国産花きのシェア奪還と輸出拡大を図るため、需要期にあわせた高品質な切り花の低コスト安定供給体制の構築、植木・盆栽の生産体制の強化に必要な育苗期間短縮化の取組等を支援。

## 1. 花き関係者の連携への支援

- 都道府県毎に、生産者、研究者、流通・販売業者、輸出事業者等花き業界の関係者が一堂に会した協議会で地域の花きの振興策等を検討



協議会の開催



技術交流会の開催

下線は拡充部分

## 2. 国産花きの強みを活かす生産・供給体制の強化

- 多様な品種を有し品質の高い国産花きの強みを活かす生産・供給体制の強化に向けた、①広域連携による花き加工流通の実証、②物流の効率化、③日持ち性向上のための管理技術の導入等を支援
- 輸入品に対抗できる国産切り花の安定供給を図るため、ハウス内の温度処理で品質低下を抑える新技術(例:※EOD-heating)等の実証や気象条件に左右されない品種の選定により、需要期にあわせて高品質な切り花を低コストで生産・出荷する取組を支援

※日没前後の短時間変温処理技術(EOD-heating)

日没前後の温度処理により、生産コストの削減や慣行栽培と同程度の品質、生育を確保できる技術。

- 植木・盆栽の輸出拡大に向けた生産体制の強化を図るため、大型挿し穂の利用や育苗時の肥培管理の工夫等の実証により育苗期間を短縮する取組を支援

(切り花の現状)

- 需要期(お盆、お彼岸等)にあわせて安価な切り花が大量に輸入
- 国産ニーズはあるものの、産地の供給力が不足



(植木・盆栽の現状)

- 日本庭園向けやBONSAIブームにより、海外からの植木・盆栽に対する強いニーズ
- 国内生産体制の脆弱化で、輸出可能な植木・盆栽がなくなるおそれ



## 3. 国産花きの需要拡大

- 国産花きの需要拡大に向けた、①花育や花きの効用の普及、②フラワーコンテスト・花文化展示会の開催、③オフィスや介護施設等での花や緑の利用、④異業種との連携によるプロモーション活動等を推進



## 30 薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業

【561（467）百万円】

### 対策のポイント

薬用作物等の産地形成加速化のため、栽培実証ほ場の設置や事前相談窓口の設置等による支援のほか、優良種苗の安定供給に向けた取組を支援します。地域特産作物の特徴ある機能性を活用し、新たな需要の創出・拡大を図るため、生産者、実需者等が一体となった産地の取組を支援します。

### <背景／課題>

- ・漢方薬等の原料となる薬用作物は、国内需要の拡大が見込まれていることから、産地と漢方薬メーカーとのマッチングの推進、栽培実証ほ場の設置や農業機械の改良、事前相談窓口体制の構築などの支援を通じ、薬用作物等の産地化を推進してきました。
- ・このような中、産地の継続的な発展を促進させるためには、優良種苗を安定的に供給する産地の体制整備が求められています。
- ・全国各地で地域性を活かして生産されている地域特産作物（ごま、繭等）の特徴ある機能性を活用し、新たな需要の創出・拡大を図るため、産地における安定的な生産を可能とする取組への支援が求められています。

### 政策目標

薬用作物の試験栽培等を通じて新たな産地を創出し、国内生産量を2倍に拡大（900トン（平成22年度）→1,800トン（平成30年度））

### <主な内容>

#### 1. 産地支援体制整備

新たに産地化を検討する地域等における産地形成を加速化するため、事前相談・マッチング窓口の設置や栽培技術指導の確立に向けた支援体制の整備を支援します。

#### 2. 新産地等確立支援

- (1) 地域ごとの気象条件・土壌条件等に適した品種の選定や栽培マニュアルの作成
- (2) 安定生産に資する栽培技術確立のための実証ほ場の設置
- (3) 優良種苗の安定供給に資する産地体制を確立するための実証ほ場の設置
- (4) 低コスト生産体制の確立に向けた農業機械の改良等を支援します。

#### 3. 地域特産作物の特徴ある機能性を活用した新たな需要の創出・拡大

- (1) 安定的な生産を可能とするための産地の体制整備、展示ほの設置、機能性成分の分析
- (2) 機能性を活用した製品による需要創出・拡大のための調査、検討会の開催等を支援します。

〔補助率：定額、1／2以内〕  
〔事業実施主体：民間団体等〕

### <各省との連携>

- 厚生労働省
  - ・漢方薬メーカーの需要情報の取りまとめ、提供
  - ・薬用作物の新たな育種、栽培、生産技術に関する研究の推進

[平成29年度予算概算要求の概要]

(関連対策)

○ 薬用作物等地域特産作物向け防除体系の確立推進事業

26(26)百万円

薬用作物等の地域特産作物について、農薬の適用拡大に必要な薬効薬害・作物残留試験等の実施及びIPM(多様な防除技術を組み合わせた病虫害防除体系)を活用した標準的な病虫害防除体系の確立に対して支援します。

〔補助率：定額〕  
〔事業実施主体：民間団体等〕

〔お問い合わせ先： 生産局地域対策官 (03-6744-2117)〕  
〔 関 連 対 策 : 消費・安全局植物防疫課 (03-3502-3382)〕

# 薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業

【平成29年度予算概算要求額561(467)百万円】

- 薬用作物は、国内需要の拡大が見込まれる作物として関心が高く、中山間地域の活性化につながる作物として生産拡大への期待が大きい。
- 地域における栽培実証や農業機械の改良、栽培技術研修の開催や事前相談等の常設窓口による支援に加え、優良種苗の供給体制を整備することにより、更なる産地化を後押し。

## 支援策

### 事業内容(※補助率:定額、1/2以内)

- ▶ 新産地等確立支援により
  - ・ 地域に適した品種の選定、実証ほ場設置
  - ・ 栽培マニュアルの作成
  - ・ 農業機械の開発・改良
  - ・ 優良種苗の安定供給のための実証(拡充)
- ▶ 産地支援体制整備により
  - ・ 産地からの相談に対する支援  
事前相談窓口の設置  
地域相談会の開催(マッチング支援)
  - ・ 栽培指導体制の整備  
栽培技術研修会の開催

産地化の推進



マッチングの成立



## 今後の展開方向

厚生労働省や関係団体と連携強化

新産地等への支援体制を構築

産地形成の加速化を推進

## 地域特産作物新需要創出産地支援(新規)

地域特産作物の特徴ある機能性を活用することで新たな需要の創出の可能性

### ▶作物と機能性の例



【ごま】  
セサミン



【いぐさ】  
抗菌性、芳香性



【繭】  
蛍光、細繊維、強度

生産者、製造業者、流通業者、地方公共団体、JA、試験研究機関等関係者が一体となった以下の取組を支援

- 展示ほの設置
- 機能性成分の分析
- 新たな実需者とのマッチング
- 種苗等の供給体制整備
- 関連設備・機械の改良 等

新たな需要の創出と  
地域の活性化

## 31 産地活性化総合対策事業

【 2 , 5 6 7 ( 2 , 0 4 9 ) 百万円】

### 対策のポイント

産地の活性化を図るため、「強み」のある産地形成、生産・流通システムの高度化など、生産現場での多様な課題の解決に向けた取組を支援します。

#### < 背景 / 課題 >

- ・農畜産物価格の低迷、資材価格の上昇等、農業生産現場は依然厳しい状況に置かれています。
- ・この状況を打開するためには、「日本再興戦略」等に基づき、「攻めの農業」の実現に向け、マーケットインの発想から実需者等と一体となり新品種等を活用した「強み」のある産地の形成、GAPの普及拡大、花きの安定供給体制づくり等による生産・流通システムの高度化等を進めることが重要です。

### 政策目標

ガイドラインに則したGAP導入産地割合の増大  
( 23% ( 平成25年度 ) 70% ( 平成30年度 ) )

#### < 主な内容 >

- 1 . 新品種・新技術活用型産地育成支援事業  
「強み」のある産地形成を図るため、新品種や新技術等を活用して、実需者、農業者、普及指導員等が一体となり、新たな産地形成を行う取組等を総合的に支援します。
- 2 . 生産システム革新推進事業  
革新的な生産システムの確立に向け、平成32年のオリンピック・パラリンピック東京大会を契機としたGAPの普及拡大、農作業安全対策の推進等を支援します。
- 3 . 薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業  
薬用作物等の栽培技術の確立・普及を支援するとともに、薬用作物の優良種苗安定供給体制の整備、地域特産作物の特徴ある機能性を活用した新需要創出の取組等を支援します。
- 4 . 国産花きイノベーション推進事業  
国産花きのシェア奪還と輸出拡大を図るため、需要期にあわせた高品質な切り花の低コスト安定供給体制の構築、植木・盆栽の生産体制の強化に必要な育苗期間短縮化の取組等を支援します。
- 5 . 産地収益力増強支援事業  
農業の成長産業化と農業・農村の所得向上を実現するため、多収品種や新たな輪作体系の導入等による土地利用型作物の生産コストの低減、農産物の利用拡大、蜜源の拡大・確保に向けた取組、病害虫の発生に伴うばれいしょ増産等に必要な機材の導入等を支援します。
- 6 . 農畜産業機械等リース支援事業  
新品種・新技術の導入、GI・機能性表示に対応するための光センサー等の機器の導入、地域作物の生産体制の確立に必要な農畜産業機械等のリース方式による導入の場合の負担を軽減します。

7. いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業

国産畳表の高品質化・ブランド化に取り組むいぐさ生産者の経営安定を図るため、国産畳表の価格が下落した際に補てん金を交付します。

〔補助率：定額、1/2、1/3以内等〕  
〔事業実施主体：協議会、民間団体等〕

お問い合わせ先：

- |        |  |                    |
|--------|--|--------------------|
| 1・6の事業 | 生産局総務課生産推進室                              | (03 - 3502 - 5945) |
| 2の事業   | 生産局技術普及課(農作業安全)                          | (03 - 6744 - 2107) |
|        | 生産局農業環境対策課(GAP体制強化・供給拡大)                 | (03 - 6744 - 7188) |
| 3・7の事業 | 生産局地域対策官                                 | (03 - 6744 - 2117) |
| 4の事業   | 生産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室                     | (03 - 6738 - 6162) |
| 5の事業   | 政策統括官付穀物課(大豆・麦・飼料用米等)                    | (03 - 3502 - 5965) |
|        | 生産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室<br>(養蜂等振興(花粉交配用昆虫)) | (03 - 3593 - 6496) |
|        | 生産局畜産振興課(養蜂等振興(蜜源植栽支援等))(地鶏等振興)          | (03 - 3591 - 3656) |
|        | 政策統括官付地域作物課(地域作物支援)                      | (03 - 6744 - 2115) |
|        | 生産局畜産振興課(畜産環境)                           | (03 - 6744 - 7189) |
|        | 生産局食肉鶏卵課(食肉等産地育成強化)                      | (03 - 3502 - 5989) |
|        | 生産局牛乳乳製品課(乳業再編)                          | (03 - 6744 - 2128) |

# 産地活性化総合対策事業

産地の活性化を図るため、「強み」のある産地形成など生産現場での多様な課題の解決に向けた取組を支援。

## 推進事業 注) ()内は、補助率

新品種・新技術活用型産地育成支援事業【拡充】

産地ブランド発掘事業(定額)【拡充】

地域コンソーシアム支援事業(定額、1/2)

種苗供給円滑化事業(定額)

新品種・新技術活用環境整備事業(定額、1/3)

生産システム革新推進事業【拡充】

GAP体制強化・供給拡大事業(定額、1/2)【拡充】

農作業安全総合対策推進事業(定額)【拡充】

薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業(定額、1/2)【拡充】

国産花きイノベーション推進事業(定額、1/2)【拡充】

産地収益力増強支援事業【拡充】

大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業(定額、1/2)【拡充】

養蜂等振興強化推進事業(定額、1/2)【拡充】

地域作物支援地区推進事業(1/2)【拡充】  
地域バイオマス支援地区推進事業(畜産環境)(定額)  
食肉等産地育成強化推進事業(1/2)  
乳業再編等合理化推進事業(定額)

地鶏等生産振興推進事業(定額、1/2)【新規】

いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業(定額)

## 農畜産業機械等リース支援事業

- ・補助率:定額(物件購入相当額の1/2以内等)
- ・推進事業と一体的に取り組む場合に支援。
- ・各種タイプと対応する推進事業は以下のとおり。(一部は単独可)

新品種・新技術活用型

産地活性化型

地域作物支援型【拡充】  
【リース単独実施】

## 32 「知」の集積と活用によるイノベーション

【 2,727(1,956)百万円】

### 対策のポイント

農林水産分野に異分野の知識・技術等を導入し、革新的な技術を生み出して商品化・事業化に導く産学官連携研究を推進します。

### < 背景 / 課題 >

- ・農林水産・食品産業の成長産業化を図るためには、農林水産・食品分野と異分野の融合を含む産学連携の更なる強化により、知識・技術、アイデアを集積させ、生産者の所得向上等につながる革新的な研究成果を生み出し、スピード感をもって商品化・事業化に導くことが重要です。
- ・こうした異分野も含めた民間企業、大学等が持つ「知」を結集した革新技術の開発を推進することが必要です。

### 政策目標

「知」が集積する仕組みを活用した実施課題の80%以上で商品化・事業化が有望な研究成果を創出（平成34年度）

### < 主な内容 >

1. 「知」の集積による産学連携推進事業 281(225)百万円  
農林水産・食品分野と異分野の産学連携を促進するため、多様な民間企業や研究機関等による研究開発プラットフォームを立ち上げ、研究戦略の作成などを行います。

（委託費）  
委託先：民間団体等

2. 「知」の集積と活用による革新的技術創造促進事業

2,446(1,731)百万円

研究戦略に基づき研究開発プラットフォームが行う農林水産・食品分野と医学や工学など異分野が連携した研究開発を支援します。特に、商品化・事業化の基盤となる革新的な技術開発について、民間企業等との連携を促すマッチングファンド方式により支援します。

また、農林水産業の生産現場や消費者等のニーズに基づき実施される、民間企業等による事業化に向けた研究開発を支援します。

（補助率：定額）  
事業実施主体：国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

（お問い合わせ先：  
技術会議事務局研究推進課産学連携室（03-3502-5530））

# 「知」の集積と活用によるイノベーション

農林水産分野に異分野の知識・技術等を導入し、革新的な技術を生み出して商品化・事業化に導く産学官連携研究を推進。

## 「知」の集積と活用の場産学官連携協議会の運営

生産者、民間企業、大学、研究機関、NGO/NPO、金融機関、地方自治体、消費者等の多様な者が参画し、農林水産・食品分野とさまざまな分野の者がセミナー・ワークショップ等を通じて、交流を図り、研究開発プラットフォームの形成を促進。



セミナー・ワークショップなどによる会員同士のネットワーク化を通じ、研究開発プラットフォーム(共通のテーマに取り組む仲間作り)の形成を促進。



## 研究開発プラットフォームにおける戦略づくり

「知」の集積と活用で、研究開発プラットフォームがプロデューサー(又はチーム)を中心とし、新産業の創出につながる研究開発を実施するための戦略づくりを推進。



### 研究開発プラットフォーム



## 研究コンソーシアムによる研究開発推進

研究開発プラットフォームの戦略に基づき、商品化・事業化につながる革新的な技術開発を実施。

研究開発の段階に応じ、マッチングファンド(民間企業と国が共に研究資金を出し合う)方式などにより委託研究を実施。

基礎

応用

商品化・事業化

異分野融合  
発展研究

「知」の集積と活用  
の場による研究開発  
モデル事業

事業化  
促進研究

商品化・事業化につながる研究成果を次々と創出

国産材由来のCNFを用いた新素材の農林水産業への活用等



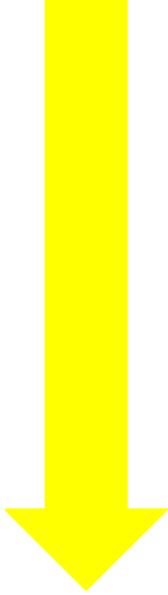
加工・業務用野菜の超低温冷蔵による長期鮮度保持技術



エネルギー消費を抑制する冷凍・冷蔵用バッテリーの開発等



産学連携強化のプロセス



### 33 重点的な委託研究プロジェクトによるイノベーション

【 5 , 2 3 9 ( 3 , 7 9 9 ) 百万円】

#### 対策のポイント

国において、農林水産政策上特に重要な研究開発課題（人工知能（AI）の活用等）について企画・立案し、重点的に委託研究プロジェクトを推進します。

#### < 背景 / 課題 >

- ・農林水産業の競争力の強化や持続性の確保のためには、先導的で高度な最新技術により生産性の飛躍的な向上や新需要の創出を実現することが重要です。また、動植物の病害虫や地球温暖化など、農林水産業の持続性を脅かす問題に対応する新技術も不可欠です。
- ・こうした重要課題に取り組むためには、最新技術を活用し、農林漁業者と専門家の総力を結集した国家プロジェクトとして重点的な研究開発の推進が求められています。

#### 政策目標

AIを活用し、病害虫の早期診断により病害虫被害を最小化する技術の開発（平成33年度）  
施設園芸からの化石エネルギー由来のCO<sub>2</sub>排出量をゼロに削減する技術の開発（平成33年度）  
抗菌剤慎重使用の要請に対応しつつ、常在疾病対策を強化することによる家畜生産基盤の強化に資する技術の開発（平成33年度）

#### < 主な内容 >

重点的な委託研究プロジェクト 5 , 2 3 9 ( 3 , 7 9 9 ) 百万円

国において、農林水産政策上特に重要な研究開発課題について、明確な開発目標の下、農林漁業者への実装までを視野に入れた重点的な委託研究プロジェクトとして推進します。

#### [ 研究開発の例 ]

- ・人工知能（AI）等の最新技術の活用等による生産性の飛躍的な向上技術
- ・農作物の病害虫や家畜疾病への効果的な対策技術
- ・農林水産分野における気候変動対策技術
- ・新たな市場を開拓するための新品種の開発・導入技術

委託費  
委託先：民間団体等

#### お問い合わせ先：

技術会議事務局研究開発官（基礎・基盤、環境）( 0 3 - 3 5 0 2 - 0 5 3 6 )  
技術会議事務局研究統括官（生産技術） ( 0 3 - 3 5 0 2 - 2 5 4 9 )

# 重点的な委託研究プロジェクトによるイノベーション(技術開発の事例)

国において、農林水産政策上特に重要な研究開発課題(人工知能(AI)の活用等)について、企画・立案し、重点的に委託研究プロジェクトを推進。中長期的視点から戦略的に取り組むべきものについて着実に実施。

## 人工知能未来農業創造プロジェクト

<イメージ>



AIを活用した画像診断等により、病虫害被害を最小化する技術の開発

【期待できる効果・ポイント】

- ✓ 病虫害の発生状況を不慣れた生産者でも的確に把握が可能。
- ✓ 早期診断・早期対応を可能とすることで、病虫害による被害の最小化を実現

## 家畜疾病の新たな防除技術

<イメージ>

抗菌剤に頼りすぎない家畜疾病防除技術の開発



抗菌剤の使用には耐性菌発生のリスク



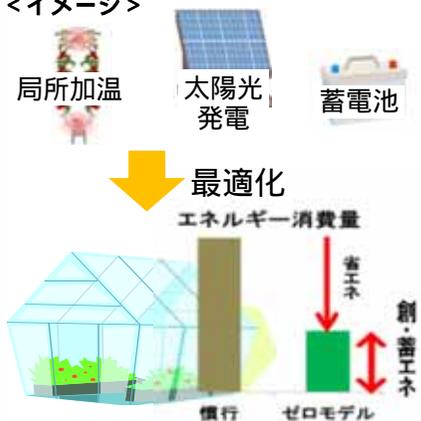
使わないと病気が蔓延

【期待できる効果・ポイント】

- ✓ 薬剤耐性菌の出現を防止しつつ、病気の蔓延も防止

## 農業分野における気候変動対策技術

<イメージ>



省エネ技術等を施設園芸に最適化し、組み合わせて温室効果ガス排出量の大幅削減技術を開発

【期待できる効果・ポイント】

- ✓ 省エネ等によるコストダウンと、気候変動緩和への貢献を実現

## 蚕業革命による新産業創出プロジェクト

<イメージ>

カイコからバイオ医薬品等を生産する技術の開発



有用物質の生産能力が高いカイコの開発



繭から有用物質を抽出



バイオ医薬品等の生産に貢献

【期待できる効果・ポイント】

- ✓ 農業・農村に新たな市場を創出
- ✓ 農家所得の向上

## 34 農林水産業におけるロボット技術安全性確保策検討事業

【150(90)百万円】

### 対策のポイント

農業機械の自動走行など生産性の飛躍的な向上につながる先端ロボットの現場導入を実現するため、安全確保策のルールづくりを推進します。

### <背景/課題>

- ・担い手の高齢化・減少、人手不足等が深刻化している中、省力化など生産性の飛躍的な向上を図り、我が国の農林水産業及び食品産業の成長産業化を促進するためには、衛星情報（G空間情報）を含むロボット技術やICTの活用が急務となっています。
- ・企業でのロボット技術の開発・実証が進展する中で、将来の農林水産分野におけるロボットの普及拡大に向けて、更なる安全性確保に向けたルールづくり等のロボット導入のための基盤整備を進めることが必要です。
- ・特に、平成28年3月4日に開催された「未来投資に向けた官民対話」において、安倍総理から、2020年（平成32年）までの遠隔監視による農業機械の無人システムの実現について御指示があったことを踏まえ、安全性の確保や技術の確立に取り組む必要があります。

### 政策目標

- ほ場内での農機の自動走行システムの市販化（平成30年度まで）、遠隔監視での無人システムの実現（平成32年まで）
- 農林水産業・食品産業分野で省力化などに貢献する新たなロボットを20機種以上導入（平成32年まで）

### <主な内容>

#### 1. ロボット技術の現場実装に向けた安全性確保策のルール作り

農林水産分野において、現場実装に際して安全上の課題解決が必要な自動走行農業機械や、空中散布等に利用するドローン、その他、近々に実用化が見込まれるロボット技術について、生産現場における安全性の検証及びこれに基づく安全確保策のルールづくりなどを支援します。

#### 2. ロボット農機の完全自動走行の実現に向けた検証

遠隔監視によるロボット農機の自動走行技術の実現に向けて、安全確保のために必要な装置等の技術や、無人状態で安全にほ場間移動をするために必要な技術等を検証する取組を支援します。

（ 補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等 ）

[お問い合わせ先：大臣官房政策課技術政策室 （03-6744-0408）]

## 35 農業界と経済界の連携による 生産性向上モデル農業確立実証事業

【390（332）百万円】

### 対策のポイント

農業界と経済界が連携して行う生産性向上モデル農業の確立に向けた取組を支援し、日本農業全体への普及を図ります。

### <背景／課題>

- ・日本農業の競争力強化を図る上で、経済界と連携し、その先端技術やノウハウを農業界にも導入していくことが重要です。

### 政策目標

経済界のノウハウを活用し、担い手の生産性向上や競争力強化に資する新たな技術やサービスを農業分野へ導入

### <主な内容>

農業界と経済界が連携して行う、低コスト生産技術体系の確立、ICTを活用した効率的生産体制の確立、低コストの農業機械開発、農業経営における新しいビジネスモデルの実証などの取組を支援します。

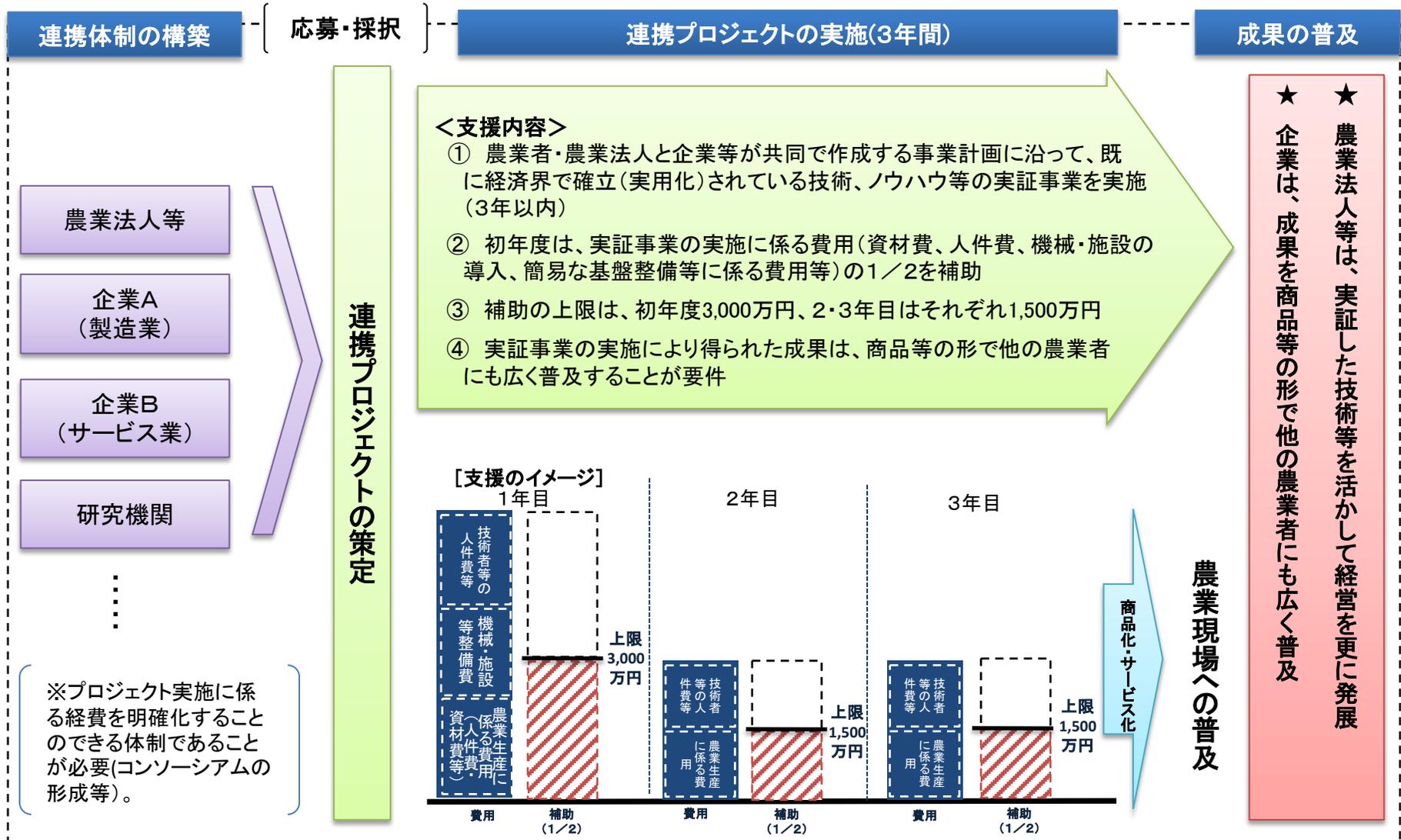
具体的には、農業法人と企業等が共同で取り組む実証事業（3年以内）であって、得られた成果を他の農業者等に広く普及するものに対して、費用（資材費、人件費、機械・施設の導入、簡易な基盤整備等に係る費用等）の1/2を補助（上限は初年度3,000万円、2・3年目はそれぞれ1,500万円）します。

補助率：1/2等  
事業実施主体：民間団体等

[お問い合わせ先：経営局経営政策課（03-6744-0577）]

# 「農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業」のスキーム

意欲のある農業法人等と先端技術を有する経済界の企業等が連携して行う、低コスト生産技術体系の確立やICTを活用した効率的生産体制の構築、低コストの農業機械開発、農業経営における新しいビジネスモデルの実証などの生産性向上モデル農業の確立に向けた取組を支援し、その成果を地域に広く普及することにより、日本農業全体の競争力強化を図る。



## 36 農林水産業の輸出力強化

【5, 512(4, 452)百万円】

### 対策のポイント

「農林水産業の輸出力強化戦略」の着実な実施に向け、輸出戦略実行委員会を司令塔とし、オールジャパンでの輸出促進体制の下で、国産農林水産物・食品の輸出を促進します。

### <背景/課題>

- 平成28年5月に「農林水産業・地域の活力創造本部」において、「農林水産業の輸出力強化戦略」(以下「輸出戦略」という。)が取りまとめられたところであり、当戦略に基づく各種取組を着実に実行していくことが重要です。
- このため、JETRO等と連携し、官民一体となって「輸出戦略」に基づき商流確立・拡大に取り組むとともに、諸外国の輸入規制の緩和・撤廃等の輸出環境整備に集中的に取り組む必要があります。

### 政策目標

農林水産物・食品の輸出額を拡大  
(7,451億円(平成27年)→1兆円(平成31年(平成32年から1年前倒し)))

### <主な内容>

1. 輸出戦略の実行体制の強化 1, 297(1, 286)百万円  
(1) 輸出戦略実行事業 152(152)百万円

「輸出戦略」の着実な実施に向け、関係府省庁、輸出関連事業者等から構成される輸出戦略実行委員会において、「輸出戦略」の実行状況の検証や取組方針の策定等の議論を行います。

(委託費)  
(委託先：民間団体等)

### <各省との連携>

- 内閣官房、内閣府、外務省、国税庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び観光庁
  - ・「輸出戦略」に沿ったオールジャパンでの取組を推進するため、輸出戦略実行委員会を設置し、議論

- (2) 輸出力強化戦略の実行に向けた輸出促進体制の強化

1, 145(1, 134)百万円  
品目別輸出団体が中心となって実行するジャパン・ブランドを掲げた輸出促進の取組、産地間連携の促進、輸出環境整備と併せた地域の取組等を支援します。また、諸外国の輸入規制等の輸出環境課題を解決するため、政府間交渉に必要なデータの収集・分析や、国内の既存添加物を輸出先国でも使用可能とするための民間団体等の取組等を支援します。

(委託費、補助率：定額、2/3、1/2以内)  
委託先、事業実施主体：民間団体等)

2. 輸出総合サポートプロジェクト 1, 747(1, 481)百万円

輸出相談窓口のワンストップ対応、専門家による支援、ハラル等の新たな課題に対応したセミナーの開催支援、海外での商談支援、見本市の出展支援、マーケティング拠点での販売促進支援など、輸出に取り組む事業者を継続的かつ一貫して支援します。

(補助率：定額)  
(事業実施主体：JETRO等)

### <各省との連携>

- 外務省及び経済産業省
  - ・新興市場開拓に向けて、在外公館等とも連携してテストマーケティングを実施。JETRO等と連携しながら、事業者発掘から商談支援までの総合的なサポート体制を強化

3. 国際農産物等市場構想推進事業 372(200)百万円  
国際空港及び国際港湾近辺における卸売市場の輸出拠点化を推進するため、青果物・花き等について品質を保持してスピーディーに輸出する手法等の調査と拠点化構想の策定を支援します。

(補助率：定額、1/2以内)  
事業実施主体：民間団体等)

4. 食文化発信による海外需要フロンティア開拓の加速化 930(800)百万円  
国産農林水産物・食品の輸出を促進するため、トップセールス、日本産食材を積極的に活用している海外レストランとの連携やネットワーク化等による日本食・食文化の魅力を発信する取組を支援します。

(委託費、補助率：定額)  
委託先、事業実施主体：民間団体等)

<各省との連携>

- 内閣府、内閣官房、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省  
・日本食文化普及・継承のための官民合同協議会を通じて連携

5. 地理的表示保護制度活用総合推進事業 191(174)百万円  
地理的表示(GI)保護制度の活用による地域産品のブランド化を進めるため、GIの登録申請やGI保護制度の普及啓発・活用等を支援します。

(委託費、補助率：定額、1/2以内)  
委託先、事業実施主体：民間団体等)

6. 植物品種等海外流出防止総合対策事業 83(一)百万円  
海外への我が国種苗の流出・無断増殖を防止するため、海外における品種登録(育成者権取得)を支援するとともに、出願マニュアル作成、東アジア植物品種保護フォーラム開催等を支援します。

(委託費、補助率：定額、1/2以内)  
委託先、事業実施主体：民間団体等)

7. 海外規格等との相互認証、日本発規格の国際化 165(90)百万円  
国際規格との連動を見据え、日本産品の強みをアピールできるJAS規格の制定に向けた調査を実施するとともに、国際的な取引に通用する日本の食文化に適用しやすい日本発の食品安全管理規格・認証スキームを支援、モデル認証事業などにより普及に向けた取組も実施します。

(委託費、補助率：定額)  
委託先、事業実施主体：民間団体等)

<各省との連携>

- 厚生労働省  
・日本発の規格・認証スキーム等の策定に当たって国内規制との整合性の観点から連携し、国内の食品安全の向上を推進

8. 輸出促進に資する動植物検疫等の環境整備 726(421)百万円  
国産農林水産物の輸出を促進するため、産地に対する輸出先国の検疫条件や残留農業基準に合った技術的サポート体制の整備、輸出検疫協議の迅速化を図るための技術的データの蓄積、病害虫発生状況の全国調査、家畜疾病対策等を実施します。

(委託費、補助率：定額、1/2以内)  
委託先、事業実施主体：都道府県、民間団体等、植物防疫所、動物検疫所)

[平成29年度予算概算要求の概要]

(関連対策)

1. 海外農業・貿易投資環境調査分析事業 348 (一) 百万円  
我が国の農林水産物・食品の輸出拡大や食産業の海外展開に向け、官民協議会や二国間政策対話等の実施に加え、個別分野の交渉を行うために必要な法制度面からの調査・分析や、民間企業の現地での活動の拠点の選定のための調査等を実施します。

(委託費)  
委託先：民間団体等

2. 食品産業グローバル展開推進事業 208 (104) 百万円  
現地の食品規格基準等の調査、海外で食品ビジネスを実行する人材の育成、現地進出企業の課題解決、国内外の連携先の開拓等、食品産業の海外展開のための取組を支援します。

(委託費、補助率：定額)  
委託先、事業実施主体：民間団体等

<各省との連携>

- 経済産業省  
・クール・ジャパン推進機構と連携して食産業のグローバル展開を推進

3. 水産物の施設整備等の支援 26,915 (11,057) 百万円  
(1) 水産物輸出倍増環境整備対策事業 205 (244) 百万円  
HACCP認定を促進するため、研修会の開催や専門家による現地指導への支援、海域等モニタリングへの支援や水産庁による対EU・HACCP認定体制の充実等を図ります。

(委託費、補助率：定額、1/2以内)  
委託先、事業実施主体：民間団体等

(2) 流通・輸出拠点漁港における高度衛生管理対策の推進<公共>

26,710 (10,813) 百万円

国産水産物の消費・輸出拡大を図るため、水揚げから荷さばき、出荷の過程で一貫した衛生管理対策に必要な荷さばき所や岸壁等の整備を推進します。

(国費率：10/10 (うち漁港管理者1/3等)、1/2等)  
事業実施主体：国、地方公共団体等

お問い合わせ先：

- 1、2及び関連対策2の事業 食料産業局輸出促進課 (03-3502-3408)  
3の事業 食料産業局食品流通課 (03-3502-8237)  
4の事業 食料産業局食文化・市場開拓課 (03-6744-0481)  
5、6の事業 食料産業局知的財産課 (03-6738-6169)  
7の事業 食料産業局食品製造課 (03-6744-7180)  
8の事業のうち植物防疫関係 消費・安全局植物防疫課 (03-3502-5976)  
動物衛生関係 消費・安全局動物衛生課 (03-3502-5994)  
関連対策1の事業 大臣官房海外投資・協力グループ (03-3502-5913)  
関連対策2の事業 食料産業局輸出促進課 (03-3502-3408)  
関連対策3 (1)の事業 水産庁加工流通課 (03-3591-5613)  
3 (2)の事業 水産庁計画課 (03-3502-8491)

# 農林水産業の輸出力の強化

## 世界の料理界で日本食材の活用推進

- 食イベントの開催、海外で日本食を広める人材の育成、海外メディアでの食文化発信
- 日本産食材を積極的に活用する海外レストランとの連携やネットワーク化 等

## 日本の「食文化・食産業」の海外展開

- 食品産業のグローバル展開の推進に向けた支援
- 官民協議会や二国間政策対話等の実施、個別分野の交渉を行うために必要な法制度面からの調査・分析等

一体的  
に推進

## 「農林水産業の輸出力強化戦略」に沿った農林水産物・食品の輸出促進

### オールジャパンで輸出に取り組む体制の整備

- 「農林水産業の輸出力強化戦略」の着実な実行に向け、オールジャパンの輸出促進の司令塔である「輸出戦略実行委員会」において、実行状況の検証等の議論を実施。特に、企画戦略会議において、輸出戦略に基づくオールジャパンでの統一的・戦略的なプロモーション等の取組について、実行状況の把握や調整等を実施。

### 環境整備・商流確立

#### 国内

- GLOBALG.A.P.やハラール、HACCP等の認証の取得支援
- 海外バイヤー等を招聘した商談会の開催
- 国際空港及び国際港湾近辺の卸売市場における青果物・花き等の輸出の実現に向けた調査、推進計画の策定
- 海外規格等との相互認証、日本発規格の国際化

#### 海外

- 品目別輸出団体によるジャパン・ブランドの確立に向けたPR活動や海外マーケット調査等の支援
- JETROとの連携強化を通じたビジネスサポート体制の強化
- 海外の見本市や商談会等への積極的な参加の支援
- 新興市場等にマーケティング、PR、現地バイヤーの発掘等をするための拠点の設置 等

### 輸出戦略に基づく検疫協議等の推進

### 環境整備

- 輸出検疫情報の産地・販売業者・訪日外国人等への提供、青果物の集荷地や販売店等での輸出検疫の実施
- 輸出促進に必要な家畜疾病に関する対策の実施、病害虫の情報の収集や新たな検疫措置の確立
- 日本産農林水産物・食品に対する規制緩和に向け、規制担当行政官の招聘やデータ提供の実施 等

日本産農林水産物・食品の輸出目標平成31年1兆円の達成を目指す